三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県沼津市内浦重須字相野尾六五八・字岡田尾六五九の一・六五九の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、伊豆市徳永字大口六六一の一、田方郡函南町日守字下山一七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡田尾六五九の三・字大口六六一の一・字下山一七八の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○国土交通省告示第千百八号

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年十月二十七日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月九日

一　適性診断を実施する者の名称
市原興業株式会社

二　主たる事務所の所在地
千葉県市原市五井八千八百四〇番地

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者(個人タクシー事業者を除く。)		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者(六十五才以上の者をいう。)		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○国土交通省告示第千百九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年十月二十七日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月九日

国土交通大臣　前田　武志

一　適性診断を実施する者の名称
市原興業株式会社

二　主たる事務所の所在地
千葉県市原市五井八千八百四〇番地

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。